

# 令和6年度 事業計画

社会福祉法人磐田厚生会

おおふじ学園

## 目 次

P 1	磐田厚生会
P 2～4	共通事業
P 5～8	生活介護事業
P 9～10	児童発達支援・放課後等デイサービス事業
P 11	短期入所事業
P 12	日中一時支援事業
P 13	入浴サービス事業
P 14～15	相談支援事業
P 16	年間行事予定表

# 社会福祉法人磐田厚生会

社会福祉法人磐田厚生会は、定款の定めるところにより社会福祉事業におけるおおふじ学園及びその他の事業の運営をするため基本理念に基づき、令和6年度は次の事業を行い、円滑な運営を図ります。

## 1 おおふじ学園の基本理念

＜基本理念＞私たちは障害を持つ人たちに寄り添い 自立を助け  
豊かな人間性を育む 信頼される施設を目指します。

## 2 理事会

### (1) 理事会位置付け

業務執行の決定機関

### (2) 理事会決議事項

評議員会の議題・議案の決定、施設長の選任及び解任、計算書類及び事業報告等の承認及び議決を行います。

### (3) 開催予定

- ・令和6年 6月 前年度の事業報告及び決算について
- ・令和6年10月 事業等経過報告及び会計報告について
- ・令和7年 3月 新年度事業計画及び予算について

上記のほか、必要がある場合は随時開催します。

## 3 評議員会

### (1) 評議員会位置付け

運営に係る重要事項の議決機関

### (2) 評議員会決議事項

定款の変更、役員の選任及び解任、計算書類の承認及び議決を行います。

### (3) 開催予定

- ・令和6年 6月 前年度の事業報告及び決算について
- ・令和6年11月 事業等経過報告及び会計報告について
- ・令和7年 3月 新年度事業計画及び予算について

上記のほか、必要がある場合は随時開催します。

## 4 内部監査の実施

令和6年5月及び10月、事業及び会計について、監事による監査を実施して円滑な運営と経理の適性を図ります。

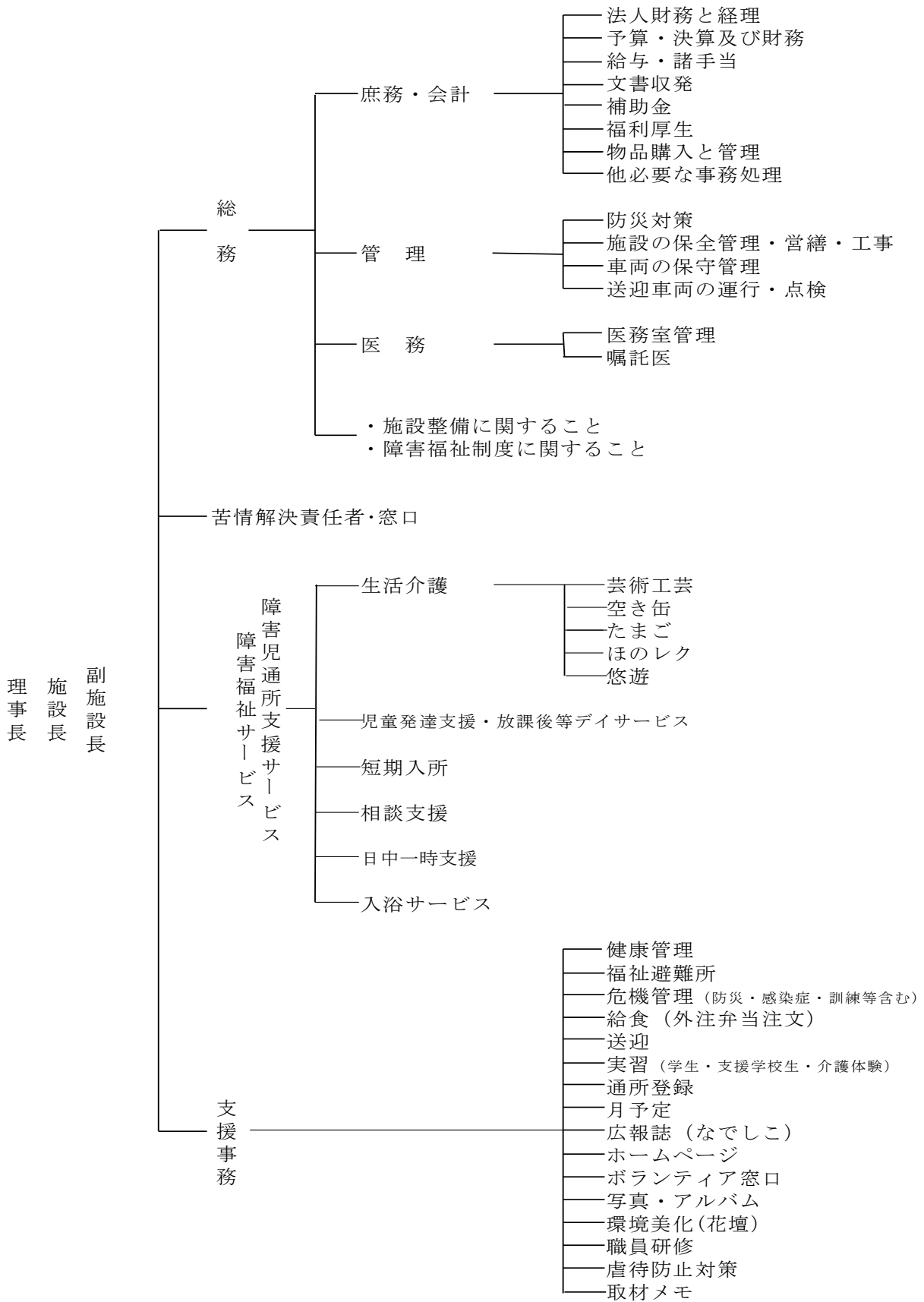
## 学園行事

月	学園行事	参加行事	健康調査
4	始業式・入園式・お花見会	風の家お茶畑祭り	血液、尿、便検査 レントゲン撮影
5	お菓子バイキング		内科健診
6	紫陽花音楽会 草刈り奉仕作業		
7	プール開き		
8			
9	地域交流会	総合防災訓練 おおふじ3区草刈り	
10	ふれあい会館まつり ふれあい広場	尿検査	
11	大藤小学校交流会 ビンゴ大会	袋井特別支援学校祭 (ひかる子まつり)	内科健診
12	クリスマス会	磐田市ふれあい作品展 ヤマハチャリティー公演 愛護ギャラリー展	
1	成人を祝う会		
2	節分の会		
3	終業式	大藤ふるさとまつり	

### その他行事等

- ・英会話教室・・・ 月2回（不定期開催）
- ・日帰り旅行・・・ 年1回
- ・卓球クラブ・・・ 毎週木曜日
- ・グループ外出・・・年間24回予定

# 職務分担表



# 防災訓練

## 対処内容

実施日	時間	内容	災害想定内容
4月10日	9:45	地震	震度5
5月8日	13:30	火災	食堂から出火
6月12日	時間周知なし	地震	震度6
7月31日	9:50	火災	職員室から出火
8月21日	9:50	放デイ中の地震	震度5
9月12日	20:00	短期入所中の地震	震度6
9月27日	10:00	総合防災訓練	
10月16日	9:45	火災	たまご作業棟から出火
11月1日	13:30	地震	震度5
12月11日	14:30	火災	空き缶作業棟から出火
1月8日	10:50	地震	地震6
2月12日	10:45	火災	ホールから出火
2月13日	20:00	短期入所中の地震	震度5
3月27日	時間周知なし	放デイ中の地震	震度6

### 火災

- ・利用者の安全確保
- ・自主防災による初期消火
- ・通報訓練
- ・安全な場所への避難誘導

### 地震

- ・利用者の安全確保
- ・安全な場所への避難誘導
- ・危険箇所の点検
- ・消防本部へ総合訓練実施報告書の提出

### 備考

- ・6月、3月の防災訓練については、時間を指定せずに実施する。
- ・短期入所、放課後等デイサービスの訓練を実施する。
- ・発電機の使用訓練を実施する。
- ・BCP（事業継続計画）の研修・訓練を実施する。

# 生活介護事業

## 1 目的

指定生活介護事業所おおふじ学園は、利用者がその生活において主体的に過ごし、自己実現及び自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所機能を活かした日常生活支援や作業活動支援など必要な支援をすることを目的として、以下に掲げる支援事業を行います。

## 2 支援の方針

- (1) 利用者の障害の程度に応じた支援を提供します。
- (2) 日常生活上の支援や日中活動の支援にあたっては、利用者の自立及び日常生活の充実につながるよう、適切な内容で行います。
- (3) 利用者の基本的人権を尊重した支援を行います。

以上の方針に基づき、職員は利用者一人ひとりが明るくその人らしく、元気に過ごせるよう支援します。また、利用者の気持ちをくみ取り、共に声を掛け合いながら、有意義で楽しい生活が送れるよう支援を行います。

## 3 重点項目

- (1) 作品作りをとおして協調性を育み、互いを理解し楽しい活動が出来るように支援を行います。
- (2) 支援内容が適切か確認し、利用者の障害の程度に応じた支援を行います。
- (3) 一人ひとりの利用者の笑顔が増えるような接し方を心がけます。

## 4 支援の内容

- (1) 食事 …… 業者弁当（日替わり献立表）で、利用者の身体状況に配慮した食事を斡旋提供し支援を行います。
- (2) 排泄 …… 利用者の状況に応じて適切な支援を行うとともに、自立に向けた適切な支援を行います。
- (3) 着替え …… 季節・気温等必要に応じて着替えを支援します。また、自立に向けた適切な支援を行います。
- (4) 整容 …… 手洗い・歯磨き等、障害の程度に配慮し適切な支援を行います。
- (5) 移動 …… 支援活動に伴う移動は、利用者の状況を考慮した対応で安全な移動支援を行います。
- (6) 相談 …… 利用者家族との連絡・相談等を密にし、相互理解と信頼関係を築くとともに、利用者とその家族の生活の充実に努めます。
- (7) 作業 …… 利用者の状況及び希望に応じた作業活動の支援を行います。利用者一人ひとりの持っている力や適性等を考慮したプログラムを立て、その活動をとおして利用者の主体性・自立性を高めます。

- (8) 社会活動・・・ 地域で行う販売等イベントへの参加支援や空き缶班によるアルミ缶回収を行います。
- (9) 健康 …… 嘱託医師による内科検診を行い、健康管理に努めます。また、レントゲン検診・検尿便・健康調査等をとおして健康管理に努めます。
- (10) 服薬 …… 利用者及び家族の依頼に基づき、看護師が利用者の服薬を支援します。
- (11) 行事 …… 事業所での生活を実りあるものとするために、別紙「年間行事予定表」のとおり年間をとおして行事を企画し、その参加を支援します。
- (12) 教養娯楽・・・事業所での生活を実りあるものとするために、必要な教養娯楽設備を整えます。
- (13) クラブ・・・ 英会話教室などさまざまなクラブ活動を提供し、その参加を支援します。
- (14) 外出 …… 利用者の希望により外出を企画し、その参加を支援します。地域住民やボランティア等の理解や協力を得て、地域社会に根ざした活動をとおして社会参加しやすい環境作りに努めます。
- (15) 送迎 …… 利用者及び家族の依頼に基づき、送迎を行います。



日課表

	月	火	水	木	金
8:00	送 迎				
8:30	活動準備・清掃 利用者登園（更衣・トイレ）				
9:00	朝の集会（活動予定確認）				
9:30	運動（ラジオ体操）				
9:30	(平常) 芸術工芸 空き缶・たまご ほのレク・悠遊	平常	平常 ドライブ (第1・3) 掃除 (第1・3)	平常 + 卓球(毎週)	平常 英会話 (第2・4)
11:10	昼 食 休 息				
13:30	(平常) 芸術工芸 空き缶・たまご ほのレク・悠遊 + マッサージ	平常	平常 会議(第4)	平常 + マッサージ	ホームシアター + ミーティング
15:30	降園準備（更衣・トイレ）				
16:00	利用者降園				

## 活動表

班 名	活 動 内 容
芸術工芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペグボード</li> <li>・室内歩行</li> <li>・体操</li> <li>・散歩</li> <li>・製作：絵画【ペン画、ぬり絵】/壁面飾り【貼り絵、装飾】</li> <li style="padding-left: 40px;">出展作品【ペン画、貼り絵】/雑巾【ワッペン付、袋詰め】</li> </ul>
空き缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ缶潰し</li> <li>・アルミ缶運び</li> <li>・アルミ缶の仕分け作業</li> <li>・プルタブ外し</li> <li>・ペグボード</li> <li>・散歩</li> </ul>
たまご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作品の納品作業</li> <li>・散歩</li> <li>・製作：花の肥料【たまごのカラ割り】/egg art オブジェ【飾り付け】/ ドアストッパー【やすり掛け】</li> </ul>
ほのレク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動、体操</li> <li>・散歩</li> <li>・レクリエーション（ボウリング/ホールインワン/光の部屋/ホームシアター/すごろく 等）</li> </ul>
悠遊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション（ボウリング/ホールインワン/光の部屋/ホームシアター/すごろく 等）</li> <li>・リラクゼーション（光の部屋/アロマテラピー/マットに横になる）</li> <li>・足浴手浴</li> <li>・機能訓練（手遊び/バランスボール）</li> <li>・散歩</li> <li>・製作：くるみボタン（ヘアゴム/マグネット）【布選び、はめ込み】/プラ板キーホルダー【色塗り】</li> </ul>

- ・【 】は製作活動で利用者さんが行う仕事内容です。
- ・散歩は各班で天候や気温などを考慮し実施します。
- ・外出は年間計画を立てて順番に実施します。

## 障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

### 1 目的

在宅で生活し、また、学校へ通学する障害児が、住み慣れた地域の中で安心して利用できる活動場所を提供します。また、障害児の自己選択と自己決定が尊重され、一人ひとりが主体的に、その人らしく充実した生活が実現できるように支援します。

### 2 活動方針

- (1) 利用者との向き合い、受け止めることで支援者との相互の信頼関係を築き、楽しく、安心して過ごせる場を作ります。
- (2) 利用者一人ひとりの持っている力や適性等を考慮したプログラムをたて、その活動をとおして利用者の主体性・自立性を高めます。
- (3) 利用者が心身ともに安定した生活が送れるよう、専門職と連携をとりながら健康の維持と増進に努め、生活を楽しむための環境を整えます。
- (4) 利用者家族や学校との連絡を密にし、相談支援等を行い、相互理解と信頼関係を築くと共に、利用者とその家族の生活の充実に努めます。
- (5) 地域住民やボランティア等の理解や協力を得て、地域社会に根ざした活動をとおして社会参加しやすい環境作りに努めます。

### 3 日課

#### (1) 活動及び療育

レクリエーション、創作活動、感覚あそび等を組合せ、状況に応じて柔軟にプログラムを組んでいきます。様々な余暇活動をとおしていろいろなことへ挑戦し、楽しみや興味を持ち、経験の幅を広げ、生活を豊かにします。

すべての活動において利用者が主体的に楽しめるよう、個々の思いや意見が反映されるよう利用者と職員が話し合っ決めていきます。その際、利用者一人ひとりに合った道具の作成と環境設定など細かな配慮を心がけます。

職員から様々な活動を提供することで、多くの活動を経験する機会を増やすと共に、活動によって楽しみや喜び、また達成感や充実感が得られる場を設け、活動の幅を広げていきます。

#### (2) 散歩・外気浴

自然の風を感じたり日光にあたりたりすることで自然と触れ合い、健康増進や気分転換を図ります。また、散策をとおして季節を感じ、自然に触れることで生活を豊かにします。

#### (3) 余暇活動など

レクリエーション、外出など、様々な余暇活動をとおしていろいろなことへ挑戦し、楽しみや興味を持ち、経験の幅を広げ、生活を豊かにします。

#### (4) 行事

季節の行事を計画し、地域の行事等にも参加するなど、利用者個々に合わせて実施します。利用者にとって楽しみや生きがい、趣味につながられるように実施します。

## 日課表

時 間	活 動	児童発達支援 放課後等デイサービス（長期休暇中）	放課後等デイサービス
9:00	登園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動準備</li> <li>・送迎、利用者受入れ</li> <li>・保護者との連絡、情報交換</li> <li>・健康チェック ・水分補給</li> </ul>	
9:45	朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席、活動内容、昼食介助の確認</li> </ul>	
10:00	活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に応じた活動を行う (療育、散歩、外出、レクリエーション、 リラクゼーション 等)</li> </ul>	
11:30	休憩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食準備</li> </ul>	
12:00	昼食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食を食べる</li> </ul>	
	休憩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩</li> </ul>	
13:15	活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に応じた活動を行う (療育、散歩、外出、レクリエーション、 リラクゼーション 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動準備</li> </ul>
14:00	送迎		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校へ迎え</li> </ul>
14:30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との連絡、情報交換</li> </ul>
15:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・おやつ</li> <li>・水分補給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園、利用者受入れ</li> <li>・健康チェック ・水分補給</li> <li>・おやつ</li> </ul>
16:00	降園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎、保護者の迎え</li> <li>・保護者との連絡、情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に応じた活動を行う (療育、散歩、外出、レクリエーション、 リラクゼーション 等)</li> </ul>
17:00	降園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎、保護者の迎え</li> <li>・保護者との連絡、情報交換</li> </ul>

・排泄については個々に対応する。

## 短期入所事業

### 1 目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な短期入所支援の提供を確保することを目的とします。

### 2 サービス提供の基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、食事、排泄、入浴等の支援その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めます。

### 3 利用日及び利用時間

- (1) 利用日は、原則 第二木・金曜日です。  
※希望多数の場合は第三木・金曜日に実施します。
- (2) 利用時間は、17時～翌日9時です。

### 4 定員・対象者

- (1) 短期入所支援の利用定員は、合計5名です。
- (2) 事業の主たる対象とする障害の種類は、知的障害者です。

### 5 支援の内容

- (1) 日常生活上の支援。
- (2) 食事・排泄・入浴等の支援。
- (3) 健康管理。
- (4) 夜間の見守り。

## 日中一時支援事業

### 1 目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とします。

### 2 活動方針

- (1) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて身体等介護その他の必要な支援を適切かつ効果的に行います。
- (2) 日中一時支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めます。
- (3) 日中一時支援の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3 定員・利用時間

- (1) 利用者の定員は、1日あたり5名です。なお、重症心身障害児及び重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している者については2名です。  
ただし、支援を必要な方が生じた場合、事業運営に支障のない範囲内で定員を超え日中一時支援を行うことができるものとします。
- (2) 開園日の利用時間は、9時から19時です。
- (3) 休園日の利用時間は、9時から16時です。

### 4 活動

- (1) 一人ひとりの体調や情緒のチェックと、補助具や車いす等の不具合がないか確認し、その日の体調や情緒に合わせて活動内容の選択を行い、楽しみを持って主体的に一日を過ごせるようにする。
- (2) 職員から様々な活動を提供することで、多くの活動を経験する機会を増やすと共に、活動によって楽しみや喜び、また達成感や充実感が得られる場を設け、活動の幅を広げていきます。
- (3) レクリエーション等様々な余暇活動をとおしていろいろなことへ挑戦し、楽しみや興味を持ち、経験の幅を広げ、生活を豊かにします。

## 入浴サービス事業

### 1 目的

家庭において入浴することが困難な障害者に対し、社会福祉法人磐田厚生会おおふじ学園の機能を利用して入浴サービスを行うことにより、当該障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

### 2 利用対象者

身体障害者福祉法に規定する級別の2級以上（肢体不自由）に該当し、身体障害者手帳を有する者であって下記の項目に該当する者としてします。

- (1) 肢体に著しい障害があるため居宅の入浴設備において入浴することが困難な者。
- (2) 医師が入浴を可能と認めた者。

### 3 入浴サービスの内容

- (1) 入浴及び洗髪。
- (2) 血圧、脈拍及び体温の測定。
- (3) 健康相談、助言及びその他必要な指導及び措置。

### 4 利用料金

- (1) 入浴サービスの提供により利用者から受領する費用の額は、1回当たり500円とします。

## 相談支援事業（サポートセンターおおふじ）

### 1 目的

相談支援事業所サポートセンターおおふじは、利用者又は障害児者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とします。

### 2 運営の方針

- (1) 指定計画相談支援等の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 指定計画相談支援等の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- (3) 事業者は、市町、障害福祉サービス事業を行う者、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (4) 事業者は前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

以上の方針に基づき、相談支援専門職員は、基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行っていきます。

### 3 支援の内容

- (1) サービスの提供方法等についての説明をします。

利用者等の立場に立つて懇切丁寧に、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明します。
- (2) サービス等利用計画等の作成を開始します。

利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。
- (3) 課題把握のためのアセスメントを実施します。

支援する上で解決すべき課題等の把握を利用者及びその家族に面接して行います。



(4) サービス等利用計画案等の作成をします。

アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討し、利用計画案を作成します。

(5) サービス担当者会議の開催をします。

支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、福祉サービス等の担当者を招集して専門的な見地からの意見を求めます。

(6) サービス等利用計画等の作成をします。

担当者会議を基に、利用計画等を作成します。

(7) 実施状況確認の為にモニタリングを実施します。

利用計画等の作成後、継続的な評価を含んだその実施状況の把握、必要に応じて関係機関との連絡調整その他の便宜を図り、変更、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の推奨をします。

(8) 指定障害者支援施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報の提供をします。

適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難となったと認める場合又は指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、紹介その他便宜の提供をします。

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜を図ります。

(1) から (8) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行います。

## 令和6年度 年間行事予定表

令和6年度 年間行事予定表																														
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月								
1	月	始業式・入園式	1	水	1	土	1	月	1	木	1	日	1	火	1	金	1	日	1	水	元日	1	土							
2	火		2	木	2	日	2	火	2	金	2	月	2	水	2	土	2	月	2	木		2	日	2	日					
3	水	3 金 憲法記念日	3	月	3	月	3	水	3	土	3	火	3	木	3	日	文化の日	3	火	3	金		3	月	節分の会	3	月			
4	木	4 土 みどりの日	4	火	4	火	4	木	4	日	4	水	4	金	4	月	振替	4	水	4	土		4	火	4	火				
5	金	5 日 こどもの日	5	水	5	水	5	金	5	月	5	木	5	土	5	火		5	木	5	日		5	水	5	水				
6	土	6 月 振替	6	木	6	木	6	土	6	火	6	金	6	日	6	水		6	金	6	月	新年の会	6	木	6	木				
7	日		7	火	7	金	7	日	7	水	7	土	7	月	7	木		7	土	7	火		7	金	7	金				
8	月		8	水	8	土	学園草刈り予定AM	8	月	8	木	8	日	8	火	8	金		8	日	8	水		8	土	8	土			
9	火		9	木	9	日		9	火	9	金	9	月	9	水	9	土		9	月	9	木		9	日	9	日			
10	水		10	金	10	月		10	水	10	土	10	火	10	木	10	日		10	火	10	金		10	月	10	月			
11	木		11	土	11	火		11	木	11	日	山の日	11	水	11	金		11	水	11	土		11	火	建国記念の日	11	火			
12	金		12	日	12	水		12	金	12	月	振替	12	木	12	土		12	木	12	日		12	水	12	水				
13	土		13	月	13	木		13	土	13	火		13	金	13	日		13	金	13	月	成人の日	13	木	13	木				
14	日		14	火	14	金		14	日	14	水		14	土	14	月	スポーツの日	14	木	14	土		14	火	14	金	14	金		
15	月		15	水	15	土		15	月	15	木	15	日	3区草刈り予定AM	15	火		15	金	15	日		15	水	15	土	15	土		
16	火		16	木	16	日		16	火	16	金	16	月	敬老の日	16	水		16	土	16	月		16	木	16	日	16	日		
17	水		17	金	17	月		17	水	17	土		17	火	17	木		17	日	17	火		17	金	17	月	17	月		
18	木		18	土	18	火		18	木	18	日		18	水	18	金		18	月	18	水		18	土	18	火	18	火		
19	金		19	日	19	水		19	金	19	月		19	木	19	土		19	火	19	木		19	日	19	水	19	水		
20	土		20	月	20	木		20	土	20	火		20	金	20	日		20	水	20	金		20	月	20	木	20	木	春分の日	
21	日		21	火	21	金		21	日	21	水		21	土	21	月		21	木	21	土		21	火	21	金	21	金		
22	月		22	水	22	土		22	月	22	木		22	日	22	火		22	金	22	日		22	水	22	土	22	土		
23	火		23	木	23	日		23	火	23	金		23	月	23	水	振替	23	土	23	月		23	木	23	日	23	日	天皇誕生日	
24	水	職員会議(半日課)	24	金	24	月		24	水	24	土		24	火	24	木		24	日	24	火	クリスマス会	24	金	24	月	24	火	振替	
25	木		25	土	25	火		25	木	25	日		25	水	25	金		25	月	25	水		25	土	25	火	25	火		
26	金		26	日	26	水	職員会議(半日課)	26	金	26	月		26	木	26	土		26	火	26	木		26	日	26	水	26	水	職員会議(半日課)	
27	土		27	月	27	木		27	土	27	火		27	金	27	日	職員会議(半日課)	27	月	27	水	職員会議(半日課)	27	金	27	月	27	木	27	木
28	日		28	火	28	金		28	日	28	水	職員会議(半日課)	28	土	28	月	地域交流会	28	日	28	土	職員会議(半日課)	28	火	28	日	28	金	28	金
29	月	昭和の日	29	水	職員会議(半日課)	29	土		29	月		29	火	29	日		29	水	29	日	年末休暇	29	月	職員会議(半日課)	29	水	29	土	29	土
30	火		30	木	30	日		30	火	30	金		30	月	職員会議(半日課)	30	土		30	月	30	木		30	火	30	日	30	日	
			31	金		31	水	職員会議(半日課)	31	土		31	木		31	火		31	日	31	金		31	月	31	月	31	月	終業式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お花見会</li> <li>・尿・便検査・採血</li> <li>・胸部レントゲン検査</li> <li>・保護者会総会</li> <li>・☆風の家お茶畑祭り</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会</li> <li>・評議員会</li> <li>・内科健診</li> <li>・学園草刈り(半日)</li> <li>・カラオク大会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール開き</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大藤3区草刈り(半日)</li> <li>・総合防災訓練</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・尿検査</li> <li>・☆ふれあい広場</li> <li>・地域交流会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査</li> <li>・理事会</li> <li>・評議員会</li> <li>・内科検診</li> <li>・☆ひかる子祭</li> <li>・ピンゴ大会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスモス棟掃除/本館ガラス拭き</li> <li>・☆ヤマハチャリティ</li> <li>・☆菅田ふれあい作品展</li> <li>・☆愛護キャラリー展</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳の祝い該当者なし</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・節分の会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会</li> <li>・評議員会</li> <li>・☆大藤ふるさと祭</li> </ul>										
開所日数：22日		開所日数：23日		開所日数：20日		開所日数：23日		開所日数：22日		開所日数：21日		開所日数：23日		開所日数：21日		開所日数：20日		開所日数：20日		開所日数：20日		開所日数：21日								

令和6年度 年間日数365日 ( 開園日数256日 開園日数109日 )